

## 平成28年度第2回武蔵野市都市計画審議会議事録

日 時 平成28年7月25日（月曜日）午後2時～午後3時30分

場 所 武蔵野市役所 西棟8階 811会議室

出席委員 柳沢会長、与座副会長、井口委員、稲垣委員、入江委員、島崎委員、村尾委員、堀内委員、高野委員、大野委員、深田委員、本間委員、米次委員、清塚委員

欠席委員 水庭委員

出席幹事 恩田都市整備部長、福田まちづくり推進課長

説明員 東京都水道局建設部対馬施設設計課長

傍聴者 なし

質疑応答者	質疑応答
会長	【開会】  それでは、時間になりましたので、これより平成28年度第2回武蔵野市都市計画審議会を開会いたします。  日程に入る前に、事務局より報告がございます。
事務局	<p>本日は、ご多忙の中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。</p> <p>まず、会議資料の確認をさせていただきます。本日の次第が1枚とパワーポイントの関係、こちらのほうの資料がございます。あとは、送付済みの議案のほうですが、お持ちいただいておりますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>では、始めたいと思います。</p> <p>本日は、1号委員の水庭委員よりご欠席のご連絡がございましたが、武蔵野市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立したことを報告いたします。</p> <p>なお、幹事のほかに、本日、説明員といたしまして東京都水道局から建設部施設設計課長、対馬課長、市建築指導課から建築確認担当課長の佐藤が出席しております。</p> <p>報告は以上です。</p>
会長	<p>それでは、きょうも一応4時を目途には終了したいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日、傍聴人は現在いないようですが、もし来られたら途中入場を許可したいと思いますのですが、よろしゅうございますか。</p> <p>（「異議なし」と呼ぶ者あり）</p> <p>では、そのようにしたいと思います。</p> <p>それでは、日程1、審議事項（1）議案第1号「武蔵野市都市計画</p>

	<p>境浄水場地区地区計画の決定」及び議案第2号「武蔵野都市計画用途地域の変更」について説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>福田幹事</p>	<p>それでは、議案第1号「武蔵野都市計画境浄水場地区地区計画の決定【付議】」及び議案第2号「武蔵野都市計画用途地域の変更【付議】」について説明いたします。</p> <p>今回の2件の議案につきましては、本年5月の都市計画審議会の都市計画案の諮問を行い、6月に公告・縦覧した境浄水場における地区計画の決定及び用途地域の変更に関する都市計画案について、意見書などを踏まえ、今回付議するものとなっております。</p> <p>なお、両議案とも都市計画案からの変更はございません。</p> <p>それでは、最初に、議案第1号、地区計画の決定について説明いたします。議案資料1-1をお願いいたします。</p> <p>1ページ目、地区計画の名称は、境浄水場地区地区計画、位置は、武蔵野市関前一丁目地内、面積は約23.5haとなります。地区計画の目標につきましては、周辺地区の状況、境浄水場の機能更新の必要性、都市計画マスタープランの記述などを踏まえ、2項目設定してございます。</p> <p>1項目めは、境浄水場が広域的な安定給水の確保に向けた重要な機能になることを踏まえつつ、周辺の低層住宅地及び玉川上水周辺の環境との調和に配慮した良好な市街地の形成を図るとしております。</p> <p>2つ目は、集客施設が立地する地区においては、周辺の市街地環境に配慮しつつ、にぎわいのある街並みを維持するとしてございます。</p> <p>2ページ目をお願いいたします。</p> <p>区域の整備、開発及び保全に関する方針でございますが、土地利用の方針は地区計画の目標を踏まえ、区域を浄水施設地区と沿道商業地区に区分し、浄水施設地区は周辺の良好な住環境などを保全しつつ、境浄水場の機能更新が進められるよう、浄水施設の規制誘導を図ります。</p> <p>また、沿道商業地区には、周辺の市街地環境が保全される浄水施設の誘導にも支障がないよう配慮しながら、にぎわいのある街並みを維持することとします。スクリーンに示してございますとおり、境浄水施設地区と沿道商業地区に区分するような形となっております。</p> <p>次に、地区施設の整備の方針でございますが、周辺の良好な住環境及び自然環境への配慮等、良好な沿道空間の形成、また、鑑賞空間として環境緑地を位置づけます。環境緑地は、延長の2分1以上を緑化するものとし、やむを得ない場合は敷地内の公開されている部分に同等の緑化を行うことで代替できるものとしております。</p> <p>配置規模につきましては、スクリーン及び3ページに記載してござ</p>

いますが、2カ所で幅0.5mで、北側が約740m、南側が690mの延長の2分の1以上を緑化するものとします。

次に、建物等の整備の方針でございますが、周辺の住環境の保全、日照の確保、圧迫感の低減などを目的として、用途制限、建物の高さ、形態、色彩、その他意匠の制限、垣、または柵の構造制限の5項目について記載のとおりの方針を定めます。

その他、当該地区の整備、開発または保全の方針は、既存の樹木の保全と敷地内緑化に努めることといたします。

3ページ目でございます。地区整備計画でございますが、地区施設の配置及び規模は、環境緑地の2カ所で記載のとおりとなっております。建築物等に関する事項、地区の区分は、浄水施設地区、沿道商業地区の2区分で、面積は記載のとおりでございます。

建築物等の用途制限は、浄水施設地区は水道法第3条第2項に規定する施設と、それに附属する施設といたします。沿道商業地区は、第二種住居地域に変更となる部分に、第一種中高層住居専用地域の用途制限といたします。

壁面の位置の制限につきましては、浄水施設地区に設定し、資料1-2の計画図の3、またはスクリーンに表示しているとおりでございますが、北側、南側が30m、東側が15mといたします。また、ただし書きで記載のとおりの一部除外規定を設けることとしております。

4ページ目をお願いいたします。

壁面後退区域における工作物の設置の制限は、浄水施設地区に設定し、水道施設の用に供する工作物または公益上必要な工作物で、景観に配慮され、市長が認めたもの以外は設置できないことといたします。建築物の高さにつきましては、浄水施設地区に設定し、18m以下といたします。

建物の高さは、建築基準法施行令によるものとし、塔屋など、水平投影面積が建築面積の8分の1以下のものは高さに算入しないものといたします。

建築物等の形態または色彩、その他意匠の制限は、浄水施設地区は、建築物、工作物に関しては、周辺の住環境などと調和した落ち着いたものとする、また、外壁が長大な壁面となる場合は、圧迫感を感じさせないものとする、こととしております。

また、屋外広告物につきましては記載のとおりとなりますが、沿道商業地区は、区域内の第一種中高層住居専用地域から第二種住居地域に変更する区域に関して、屋外広告物に関して浄水施設地区と同様の制限といたします。

5ページ目をお願いいたします。

垣または柵の構造は、浄水施設地区に設定し、生垣、緑化フェンス、透視性のあるものといたします。また、土地利用に関する事項は、浄水施設地区に設定し、敷地の20%以上の緑化と、既存樹木の維持保全を図るものとしてございます。

これらの内容を踏まえ、都市計画の決定理由といたしまして、境浄水場が広域的な安定給水の確保に向けた重要な機能を担うことを踏まえつつ、周辺の住宅地と玉川上水周辺の環境との調和に配慮した良好な市街地の形成を図るため、地区計画を決定することとしてございます。

続きまして、議案第2号、用途地域の変更について説明したいと思います。

スクリーンのほうをお願いいたします。先ほど説明いたしました議案第1号の地区計画の策定を踏まえ、土地利用の観点から必要な浄水施設の再構築も可能となるよう用途地域を変更したいと思います。

用途地域の変更内容は、現在の第一種中高層住居専用地域から第二種住居地域に変更いたしますが、建蔽率、容積率、敷地の最低限度、高度地区、防火、準防火地域等は変更いたしません。変更の区域につきましては、スクリーンに示しているとおりとなります。

議案の資料2-1をお願いしたいと思います。これの2枚目の裏面になります。

2枚目の裏面、新旧対照表となっておりまして、変更箇所を括弧で示してございます。

今回の変更で第一種中高層住居専用地域が約22.6ha減となり、第二種住居地域が22.6haの増となります。同じ資料、資料2-1の1枚目の裏面でございますが、都市計画の変更理由でございます。境浄水場の地区計画の決定に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、用途地域を変更するものとしてございます。

次に、地区計画の決定及び用途地域の変更に関する都市計画案に対する意見と見解について説明したいと思います。資料でございますが、参考の1をお願いしたいと思います。

意見募集につきましては、6月20日から7月4日まで行い、3通の意見をいただいております。意見の内容を都市計画案に関するもの、再構築実行計画に関するものに分類して、見解とあわせて記載してございます。都市計画案に関する意見は3項目となっております。

1項目め、南北側の建物の壁面の位置の制限について、道路境界線から20mという都市計画原案の数値が案では30m以上と変更されたことは前進である。これに対する見解といたしましては、原案に対する

住民意見などを踏まえ案のとおり変更いたしました。

2項目めです。新武蔵境通り側は、壁面の位置の制限が他と比べて緩く圧迫感が強いことから、建築物の高さを周辺の第一種低層住居専用地域と同様の10m以下としてほしい。見解につきましては、建築物の高さの最高限度については、壁面の位置の制限値15mや新武蔵境通りが36mと広幅員であることを踏まえ、周辺の低層住宅地に圧迫感を与えない制限値として設定いたしました。

なお、新武蔵境通りに面している敷地の南東側に老朽化対策工事として建設中の制御盤室の高さは約8メートルであり、敷地の北東にて再構築事業として新たに建設予定の排水処理施設は、敷地境界から25m以上の離隔で高さ約12mの計画がなされており、事業後の新武蔵境通り沿道の圧迫感に配慮したものとしております。

3項目め、建築物の外観等について、今後住民説明会を通じて住民と対話を継続し、地域から愛される施設としてほしい。これにつきましては、建築物の外観等については、武蔵野市まちづくり条例に基づく開発事業の手続の中で行われる近隣関係住民を対象とする説明会で東京都水道局が示すこととなっております。

また、まちづくりに関する客観的な意見を述べる第三者機関として設置しているまちづくり委員会に意見を聞きながら、東京都水道局と調整・協議していきたいと考えておりますとしてございます。

なお、裏面に再構築事業計画に対する意見と東京都水道局からの見解を記載しておりますので、ご参照願えればと思います。

次に、6月25日に開催いたしました都市計画案に関する説明会の概要について説明いたします。

当日は、18名の出席者がございました。出席者からの主な意見等につきましては、建物の高さをもう少し下げることができないか、5月の都市計画審議会では会長から指示のあった2項目についての検討状況はどうなっているのか、北側のフェンスを移設し、遊歩道的なものは設置できないか、今回の再構築事業で、周辺は住環境面での負担を強いられるので、何か恩恵を受けることはできないのか。また、オゾンに対する心配はないのか、また、樹木の管理、降雪に対する対応をきちんと行ってもらいたいなどございました。

続きまして、前回の都市計画審議会では会長より指示のありました2項目についての対応について説明いたします。

まず、1点目の建築物の外観デザインなどについて専門家等を交えて議論する場の設定の検討につきましては、これにつきましては、まちづくり条例の規定に基づき設置しているまちづくり委員会を活用し、議論を行っていききたいというふうな形で現在、準備を進めて

	<p>いるところでございます。</p> <p>2点目の南側の緩速ろ過池を含め、建物の配置等が変更となる場合、協議を行う仕組みが設定できないかというものにつきましては、まちづくり条例第46条に規定しております開発事業に関する協議の中で、配置等の変更に係る協議を行う旨等の記述をし、確認を行うこととしております。</p> <p>最後に、今後のスケジュールでございます。本日の審議会で承認が2議案とも得られましたら、8月の中旬ぐらいを目途に都市計画の決定及び変更を行っていきたいと考えております。</p> <p>説明は以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいまの説明内容につきましてご意見、ご質問ありましたら、ぜひご発言をお願いします。</p> <p>A委員。</p>
A委員	<p>ご説明ありがとうございます。確認なんですけれども、会長からも前回最後にあった、今後、意匠関係がどのようになっていくかという部分で、まちづくり委員会という言葉が出ておりますが、わかる範囲で、今後デザイン等に関してどのような手順で、そのまちづくり委員会との協議が行われるのか、また、議会などにはどういう時点で報告があるのか、その後、こちらの意見に対する回答の中で住民説明会も行うというふうにあります。その住民説明会を行った時点で、そのデザインの変更がきく段階で説明があるのか、ある程度こういうものですよという説明になっていくのか、その辺のスケジュール感を教えていただければと思います。</p> <p>もう一つ、住民説明会の中で、できたばかりの水が飲めるといいよねというお話があったかと思うんですけれども、ちょっとこの中には出てこなかったんですが、確かにあの施設の性格上、公開は難しいと思うんですけれども、私たちもこの地元に浄水場があるから水道管を通らないお水がここから飲めるよということは1つの住民にとってうれしいサービスではないかと思うんですけれども、これに関してのご検討があるのかどうかを教えていただきたいと思います。</p>
会長	<p>福田幹事。</p>
福田幹事	<p>まず最初は、会長から指示のあった1点目の部分でございますが、今の状況ですと、現状のまちづくり委員会において学識の先生4名いらっしゃいますけれども、スポット的に色目ですとか形態的なものに詳しい先生を1人、少し補充した中で議論をしていきたいというふうな考え方で準備をしているところでございます。</p> <p>スケジュール的なものにつきましては、参考1でも示しておりますとおり、基本的に外観デザインについて表向きというんでしょうか、</p>

	<p>市民に説明があるのがまちづくり条例での説明会、これが最初になるかと思います。このスケジュールに組み合わせて説明会后、まちづくり委員会を設定した中で、住民の意見・見解等の意見を踏まえた中で、まちづくり委員会の意見も聞いていくというふうな形をとりたいというふうに考えてございます。</p> <p>それと、住民説明はまちづくり条例の中で行う説明会になりますので、それについて住民等の意見で変更ができるのかというふうな形につきましては、当然、境浄水場の場合につきましては大規模開発基本計画という形で始めますので、その辺の部分で意見に対して水道局のほうでどのぐらいその意見を反映できるか、全くないという形ではなくて、それぞれ手続の期間がありますので、その意見を踏まえた中で、当然今までも意見の中で対応してもらっている事業者がおりますので、その事業プランの中で対応できる時間はあるのかなというふうに考えてございます。</p>
<p>会長</p>	<p>もう一点ね。はい、對馬課長。</p>
<p>對馬課長</p>	<p>水道局の對馬です。ありがとうございます。できたての水を飲めるような施設がつかれないかというお話ですけれども、先日、6月25日の説明会の中にも何人かの方からそういうふうなお話がありました。水道局の中で、皆さんのおうちにある蛇口を浄水場の周りにつくれないかという具体的な話なのかなと思うんですが、実は東京都水道局で埼玉県にあります朝霞浄水場にありますが正門の横に、これまでいろんな負担をとということもあって、正門の横にそういう蛇口を設置した例がございます。それは、東京都水道局の中で唯一、その蛇口を設置したということでございます。</p> <p>今回の境浄水場に関しては、今その蛇口がつかれるか、つくれないという議論ではなくて、まだそこまでいっておりません。というのは、これからまた、まちづくり条例の中で皆さんからどういったご意見が出てくるかというものも踏まえていかなければ、なかなか水道局の中でどこにつくるかという場所もありますし、今回、地震時といいますか、災害時にはいつでも水が飲めるような応急給水施設をつくるという、ステーションと言っておりますけれども、その場所について今、議論を進めてございます。</p> <p>ただ、それ以外に常時ひねって、蛇口をつけるとなると、危機管理の問題も少し出てくるところもあるので、はいそうですね、いいことですねというわけにもなかなかいきませんし、どういうふうなつくり方をしたらいいのかというのを踏まえていかないと、すぐ私がつくったほうがいいかなと思って返事してしまうと大変なことになりますので、この件に関してはやらないということではなくて、局の中でいろ</p>

	<p>んなものを踏んでいかないと、はいどうぞというふうにはいきませんので、まだそこまでに検討はしていないといいたいでしょうか、その段階にはまだいってないということできょうはご理解願いたいと思いますけれども、今後、先ほど言いましたように住民の方からとか皆さんからこういったご意見が強くなれば、本当にこういったものをつくればいいのか、こういった蛇口を設置すればいいのかとかいった、もっと技術的な問題も踏まえていかなければという点がございいますので、今回のところはこんな答弁にとどめてございいます。</p>
会長	<p>よろしいですか。A委員。</p>
A委員	<p>ちょっとお答えの中でなかったかと思うんですが、議会のほうにはどの時点でお話ができるのかという、プレイスの設計のときには非常に市民意見を聞いて、若手のデザイナーさんが入って今のような斬新な建物ができたということも伺っておりますので、非常にやはり、あれだけの大きな700mという建物でございいますので、デザインは地域の印象を大きく変えていくかと思うので、大事な部分かと思ひます。</p> <p>そのまちづくり委員会に関しては名簿を見させていただいたんですが、住民からの公募市民がなぜか西側の方が3名、全員境と境南町の方がいらっしゃっていて、あそこの施設が一番住民に影響を与えるのが関前の地域ではないかと思うんですが、その関前地域の皆さんの声というのは、住民説明会でしか反映できないのかと、何かこの書き方ですと、まちづくり委員会の占める責任が非常に大きいんですが、この中には議員も入っておりませんし、関前の人も入っていない状況の中で、どのようにその住民、一番密着した地域に住んでいらっしゃる方々の住民意見が反映されるのかということをお知らせいただきたいと思ひます。</p>
会長	<p>福田幹事。</p>
福田幹事	<p>まちづくり委員会、まず最初、公募市民につきましては、応募している地域性というふうな形は余り応募していただいている論文のよしあし、あと、今回申しわけないんですが、西側の方がほとんどだったんですが、そういうふうな形です。</p> <p>まちづくり委員会につきましては、基本的には客観的な意見を伺うというふうな形であって、やはりその近隣の方のお住まいの意見というのはこれまでも酌んできておりますし、まちづくり条例の説明会で当然意見も出せますので、それらを踏まえた中で行うという点、また、まちづくり委員会も基本的には今のところ公開というふうな形で考えておりますので、そのような形で対応できればと思ひております。</p> <p>また、議会につきましては、まちづくり条例における事業に関して</p>



	<p>の報告というのは今までも議会のほうにもしておりませんので、個別の案件についてですね。なので、これについては今のところちょっと議会の委員会報告というふうなことについては今のところ考えていないという状況でございます。</p>
会長	<p>今のA委員のご質問との関係で、2点目はこれからの検討課題ということでした。1点目の外観デザインについては、先ほどの事務局の説明では、まちづくり委員会を舞台にして、専門家を少し補強して、その上で議論すると、手続的には条例で定められている手続をとってやっていくと、こういう説明でしたね。そのときに意見が出ても、実は計画設計が相当煮詰まっていて、調整の余地は極めて少ないということが多くの場合あるわけですが、そういう意味で、こういう大きなものはかなり構想の段階でこの手続に乗ってきて、まちづくり委員会の議論ができるテーブルに乗っかってくるというものなのか、基本設計ぐらいが済んで初めて出てくるのか、その辺はどういうことになっているんでしょうか。</p> <p>福田幹事。</p>
福田幹事	<p>まちづくり条例も大規模基本構想と基本計画という二段構えのことをとってございまして、今回の境浄水場の事業は大規模開発事業という形で、基本構想段階からの手続というふうになっておりますので、実際の基本設計までどの程度済んでいるかというのは、ちょっとすみません、明確に水道局さんのほうとは確認をとってございませぬが、条例の趣旨から行きますと、基本構想の段階で意見を聞いて、それを踏まえた中で基本計画を出していただくという考え方をとっておりますので、市といたしましては、それに沿った形で進められるように、まちづくり委員会も設定して議論できるようにしていきたいというふうに考えてございます。</p>
会長	<p>このテーマが1つのポイントですが、関連して先にご意見があれば、この点に限って伺って、そのほかにまた個別のご発言をいただくというふうにしましょう。</p> <p>B委員。</p>
B委員	<p>この建物自体というのは、東京都水道局さんでつくるわけですよ。</p>
福田幹事	<p>はい。</p>
B委員	<p>その中で、今のやりとりを聞いていると、外観はまるでまちづくり委員会、そこまで権限というか、まちづくり委員会と東京都水道局との関係というか、武蔵野市と東京都水道局とのこの先のそういう意見交換というか、関係性、どこまで市の、今のは武蔵野市のまちづくり委員会の考え方で、東京都水道局さんの考えというのはどうなってい</p>

	<p>るのかというのをちょっとお聞かせいただければと思います。</p>
会長	<p>外観デザインについてということですね。はい、どうぞ。</p>
對馬課長	<p>今まで、これまでの審議会のほうに付議されてきました高さだとか、そういう件に関しては、本当に基本設計の段階でこれまでもお話ししましたように、自然流下で流れる程度の建物の高さであるということと説明してきました。それはあくまでも構造的に、前回もありましたけれども、水の水槽ですから、水槽の量が大きく、縦の長さ、幅、それで高さ、そのぐらいにどのぐらいの水が入るかというのとか、そこに付随する機械がどれだけ必要かという本当にアバウトな空間の中で説明してきております。ただ、水の流れですので、水の勾配という、先日もお話ししましたけれども、そのところは、基本的な部分のところは押さえておりません。</p> <p>建物のブロック単位のところで今話が進んでいるという、水道局の中ではですね。これからまちづくり条例の中で住民さんに説明していくという段階になってきた段階では、これまでもお話ししてきたかと思うんですけども、歩行者からどういうふうに見えるかだとか、そこは色も何も決まっていますし、壁をどういうものにするかだとか、逆に市役所の前にある、隣にあるようなあいう木目のものをどうやってやるんだとか、壁に何か草みたいなものをこうやって見せたほうがいいのかとか、それが何も決まっておられませんし、これからご意見を聞いて、いろんなものを皆さんに見せていって、それを見せた段階で住民さんのほうから意見をいただいて、その意見に対して先ほど言ったまちづくり委員会のご意見を聞いて、相互で意見調整するというんでしょうか、意見をいい方向に持っていくというんでしょうか、我々はそう思ってお話を進めていこうかなというふうに思っていますけど。</p>
会長	<p>C委員。</p>
C委員	<p>今のお話があった建物の外観じゃないんですけども、結局、規模的には600mから700mで、高さは今のあれだと18m以下というような形での施設規模という方向で、きょうの審議会の中で決まったかもしれませんが、やはり建物の外観デザインといったときに、中の機能がどの程度ご紹介いただけるのか、水道局のほうからですね、中の機能に即して外観というのは生まれてくるので、それは近代の建築デザインの基本的な理論的なありようなんですね。</p> <p>それを完全に中の機能とは関係なく被覆するということの中で、例えば中の機能は中の機能、外の外観はいわゆるそれとは全く切り離して考える、そうしたときにはそういう立場であれば色をどうするかとか、どういう形であればいいのかなんだけれども、いわゆるこれだけ</p>

	<p>の大きな容量の持つ建物が建つというのは既に建築の範疇を越えておりまして、いわゆる土木の本当にどう構築するというところで、古代以来の行われてきている事業の一つの連関の中にあると思うんですけども、そういうときにやはりその中の機能的な内容に即したものとして表現することができるというようなほうに、それは何かの機能についてのご紹介がないとわからんのですけども、そういうことがやはり、これだけの大きなものが武蔵野市のある場所に建つ、それは恐らくその場所というものは境浄水場というのは以前にあったわけで、それがその場所なりの事由に乗ってその場所が選択されたということの中で、さらに歴史的な経緯の中で、さらにこういう形で構築的なものに変更されていったと、そういういろんな意味合いの中で、この事業自身が武蔵野市の歴史にとっても非常に重要なことになるんではないかというふうな、私は判断しておるんですけども、そういうことで物を申し上げておるんですけども、そういう意味で、一番大事なことは、やはり中の機能がどの程度外側に、我々の視覚的に見える形でご紹介いただいて、それがどういう形で意見を言うことができるのかということがどの程度まで明らかにされるのでしょうか。</p> <p>そうしないと、結局、中のものは中のほうで専門だから、ただ、それをただそのままあらわにすることはできないので被覆すると。被覆するときにそれはグレーのラインとか、少し緑のラインのかという、その段階程度の外観デザインなのか、その辺のところが非常に重要な問題だと私は思っているんです。これほど大きな構築物であるのであれば、そこをやはり部局と、それから都のきょうは課長さんもお見えですので、その辺のところをもう少し詰めていただければ、私たちにとっては非常に重要な地域資源だと思いますので、そこのところをもう少しお考えをお聞かせ、ご紹介いただければなというふうに思うんですけども。</p>
<p>会長</p>	<p>じゃ、今お答えできる範囲でそれぞれに、市は市の考えがあるでしょうし、都の水道局のお考えもあるでしょうから、それぞれにご発言ください。</p>
<p>福田幹事</p>	<p>今いただいたご意見は、中の機能が外にというふうな話なんですけれども、地区計画の建築物の形態、または色彩、その他意匠の制限の中で示しているとおおり、周辺の自然環境と調和が図られるような落ち着きのあるものというふうな記述もしておりますし、あと、説明会の中でも、やはりもともと池だったところに建物が建つというふうな形で近隣の方々のご意見を聞いていますと、極力緑に調和するだとか、余り建物が目立たない、そういうふうな形の工夫をしていただけないかなんていうふうなご意見もいただいておりますので、今、市のほう</p>

	<p>といたしますと、やはりある程度周辺の浄水場を含めた中でも一定程度目立たないというのがいいのかわからないんですけども、調和した環境のいいデザインというふうなものを目指していきたいというふうに市としては考えていきたいと思っております。</p>
会長	<p>對馬課長。</p>
對馬課長	<p>非常に難しい質問でしたけれども、これまでどこまでお話ししたかわかりませんが、多摩湖にあった池にたまった水を1つのトンネルという丸い管を通して境まで届いて、まだ飲める水ではないですよ、まだ原水でいますけれども、その水を飲めるまで、末端に行くのと飲めるようになるわけですが、簡単に言うと、機能で言うと濁りをとる沈殿池があって、沈殿池の上水を、きれいになった上水を水の臭さといいたましようか、塩素臭さといいたましようか、そういったものを除くためにオゾンで分解します。機能でいいたますとですね。分解されたものをやっぱり捕まえないといけない、吸着しないといけないということで、活性炭を通します。活性炭を通して本当にきれいになった水を、またさらに砂でろ過します。砂でろ過したものに消毒水、次亜塩素酸ソーダですけども、そういったものを入れて飲める水になります。飲める水になったものが一定程度新しい浄水場の中には6万tの池がたまりますというふうな機能になっております。</p> <p>機能の表現ですけども、今まで金町浄水場、朝霞浄水場、東村山浄水場、小作浄水場とか、非常に大きな浄水場には小学生が来たり、また関係会社、また外国の方ということで非常に、特に金町浄水場は都内にあることもあって非常に年間何万人というオーダーで今、見学者が来ておりました。</p> <p>前にも申し上げましたように、今、先ほど言った沈殿池だとかろ過池だとか、少しその池を表現することでこういう機能がありますということ浄水場に看板を添えて、また、歩く場所も一定程度きれいにしてイメージアップも図ってきました。東京都水道局は、これからその看板を取り除こうとしております。非常に、前にも申し上げましたけれども、蓋をしていこうと。ろ過池でも飲める水になったところに毒を入れられたら、また、まだ浄水する前、原水の状態でも何か投げられたらというところで、限られた浄水場の中では、外国の例はそんなんですけども、非常にこれから更新していくタイミングに合わせて、全てそういうものには蓋をしていこうという方針で東京都で今、施設づくりをしております。</p> <p>したがって、今回の境浄水場についても、表面的にあの建物に看板を出すということは多分——多分ではなくて、しない方向で考えております。もう少し言えば、水の流れが見えるようにガラス張りに</p>

	<p>すればいいんじゃないかという話もあるんですが、結構ガラスにしても原水ですと鉄分とかマンガンがありますとガラスがすぐ真っ赤になってしまいます。何回拭いても真っ赤になるんですね。オゾンで分解された水についても、非常に露骨に今言った鉄分だとかマンガン、これはさびやすいわけですね。オゾンで接触すると非常に鉄分とかマンガンというのは真っ赤になるわけです。ガラス張りにしても、すぐ真っ赤になってしまいます。そういうこともあり、浄水場の中ではそういうところを見せない方向で今、東京都水道局では考えておりますし、今回の境についてもそういう方向で考えています。</p> <p>機能については全然わからないじゃないかというところについては、どこにもあります本館とか、そういうところに見学者が来たときに仕組みがわかるような模型だとか、そういうものを置きながら理解を深めていくというふうな方法をとっております。</p> <p>あと、意匠とかそういうものについては、先ほど言ったとおり、意見を聞きながら何回も申しますけれども、非常にいい住環境の中でアカデミックな色を使うわけにもいきませんし、落ち着いたものとか、そういうような落ち着いたものに意見が添えられるように私ども、努力していきたいなと思っています。</p>
会長	<p>ほかにご発言があれば。</p> <p>はい、D委員。</p>
D委員	<p>ご説明ありがとうございます。ちょっと1点、市のほうに確認をさせていただきます。</p> <p>本市のまちづくり条例に沿って今後手続が行われるということで、まちづくり委員会、これまでもまちづくり委員会はずっと設置してきましたよね、条例の中で。従来どおりの手続でご意見が出た場合に、これは諮問する必要がある、調整会を開催する必要があると市長が判断したときに調整会を開催して、まちづくり委員の先生方にご審議いただくという手続を踏んできたと思いますが、今ご説明いただいたこのまちづくり委員会、そのまちづくり委員会のことでよろしゅうございますでしょうか。要は、手続としては、従来どおりの手続ということでよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>福田幹事。</p>
福田幹事	<p>ちょっと説明の仕方がうまくなくて申しわけございません。通常のまちづくり委員会で行っているまちづくり委員会とは違いまして、今回の手続にあわせて、その外観ですとかデザインについて議論するために、今回特別にスポット的にまちづくり委員会を今ちょっと冒頭の説明でも申したとおり、少し専門家の方を拡充して開くという考え方でございます。ただ、時期を条例の中の適切な場所に組み込みたいと</p>

	いうふうに思います。
会長	D委員。
D委員	そこはすごく大切なところで、従来のまちづくり委員会と違うまちづくり委員会なわけですね。ですね。ただ、市民の皆さんはまちづくり委員会というと、これまでの条例上のまちづくり委員会と見分けつかないですね。そうしますと、意見を言っていた方の方のこれまでのまちづくり委員会は、高さ掛ける2倍、2hの方しかたしか意見を言うことができなかつた、限定されたエリアとなっていることに私は問題があるとずっと言い続けてきたわけですがけれども、今回の場合は、このまちづくり委員会はそういった縛りもなく、広く全市的にご意見を賜りますよということで可能な委員会なのかどうかということをちょっと確認させてください。
会長	恩田幹事。
恩田幹事	<p>今、D委員のおっしゃっている調整会の機能をまちづくり委員会が果たしているということで、そちらは住民説明会があつて、それで事業者に対してやはり納得がいかないという状況で調整会の請求があつて調整会を開いているというのが調整会のほうの流れになっています。</p> <p>今回提案していますまちづくり委員会をデザインに関して議論する場というのは、条例第9条で、市長は、まちづくり委員会にまちづくりに関することを諮問することができるというふうになってございますので、その規定を使いまして、スポットでこのまちづくり委員会に浄水場の、この問題について景観上の問題として、デザインの問題としてどのように捉えるかというような諮問の仕方をしたいというふうに思っています。</p> <p>あわせて、今の委員会のメンバーだけですと、知見が分散しているところがございます。というのは、委員長が都市景観、まちづくりの関係なんですけれども、ランドスケープ、弁護士さん、法制、それからあと、どちらかというソフトのまちづくりというような専門委員の先生方でございますので、デザインの視点をある程度強化するためにアドバイザー的に、オブザーバー的にもう一、二名加えたいというふうに考えています。</p> <p>基本的にはそういう形でやりますので、その意見を聞きながら、調整会みたいに反対の意見とか、そういうのがあつて請求するのではなくて、あくまでも市長が諮問をして、これは浄水場のデザイン、景観についてどのように検討というか、考えたらいいかと、市としてどのように対応したらいいかというようなところを考えていただく形を考えてございますので、それを皆さんご意見を聞くというよりは、傍聴</p>

	<p>ができますので、いろんな方々がその議論に参加というか、傍聴していただいて全然結構だというふうに思っています。</p>
会長	<p>D委員。</p>
D委員	<p>はい、わかりました。では、市民の皆さんに今回のまちづくり委員会の役割、それから市民の皆さんがどのようにかかわれるのかということをしつかりと周知をしていただくことをお願いしたいと思います。ある意味、まちづくり条例も年限がたって割と考え方が市民の皆さんにも共有されつつある中で、今回のまちづくり委員会の果たす役割は通常のまちづくり委員会が果たしている役割とは違うということを景観ガイドラインの流れの中で新しくお考えになっていらっしゃるんだと思いますので、そこをしつかりご理解いただき、広く皆さんからご意見いただけるような努力をいただきたいと思います。すみません。</p>
会長	<p>お答えは。恩田幹事。</p>
恩田幹事	<p>そうですね、今回、初めて行うようなケースでございますので、こういった形で行うといったことをまず周知をさせていただくとともに、ご意見をいただくような機会というのもちょっと考えてみたいなというふうに思います。</p>
会長	<p>ほかにご発言ありませんか。</p> <p>はい、C委員。</p>
C委員	<p>もっと前の段階でご質問したほうがよかったかなと思ったんですけども、きょうのパワーポイントに出てきた地区計画区域図で、浄水施設地区と沿道商業地区という2つの地区に分かれますよね。それがいわゆる必要な面積を浄水施設地区でとって、そうするとそこに余剰としての三角形ができる。さらに境界、武蔵境通りに面しているので沿道商業地区という形で地域のにぎわいに寄与するという意味での計画変更、地区計画の変更ということだけなのか、浄水場という施設ができるということの、これだけの大きな規模のいわゆる構築物ができるということを見越した上で、その沿道の住居地区とは違った意味での沿道にある商業地域という形であえて設定を提案したのか、それは、恐らくこの施設は、だからそういう意味でいろんなところにある同等の施設、先ほどおっしゃったその内容を少しでも意味あるものとするすれば、そのものと関連した商業地域の、それなりのそれと連担するような意味合いを持ったものとしてあればさらにいいだろうなというふうに考えてしまうわけですけども、そういうところはという、余剰地区としてあったから、あと、36mでしたか、都の道路幅。この縦のライン。</p>
福田幹事	<p>商業地域では16mです。</p>

C委員	16mですか。そういう大きな道路に面しているからそこが商業沿道地域になったのか、それをちょっと、もっと早目の回で質問すべきようなことかもしれませんけれども、一応お聞きしておきたいと思います。
会長	福田幹事。
福田幹事	今回区分してございます沿道商業地区と浄水施設地区というところについての沿道商業地区でございますが、現状、今この部分につきましては、水道局さんのほうで敷地は持っておるんですけども、現状で商業施設が既存で建っております。これにつきましては、用途地域の中でも近隣商業地域に位置している部分もありますし、スーパーとかそういうふうな形のもので、今後もそれを維持していくというふうな形も含めて既存の用途の使い分けのラインというわけではないんですけども、そのような形の中で沿道商業地区と、あと浄水施設地区というふうな形の区分をしているところでございます。
会長	よろしいですか。 じゃ、E委員、どうぞ。
E委員	それに絡むかもしれないんですけども、議案の第2号の資料2-1の2面で、先ほど理由ということでお話しありましたけれども、こちら辺よくわからないので、ここに書いていることってプロセスを書いているか。要は、地区計画の決定に伴って検討をした結果のことを聞いているのか、検討というのはあくまでもプロセス、やり方であって理由でないのか、したがって、今おっしゃったように、なぜここはこうなるの。これは地区計画ですが、地区計画に連動して用途地域の変更をなされたと思うんですけども、議案として独立しているので、きちんこの理由をここに書かないというのは変更の都市計画案件で理由がわからないプロセス、検討したというプロセスが理由ですというのはあり得ないので、もう少し早い段階でちょっと位置づけたほうがいいです。
会長	私も今初めて気づいたんですけども、これは本来逆ですよ。用途地域がある理由で変更するというのはあって、その変更するとなると、その土地をより具体的に絞り込む必要があるということで地区計画案というふうになる。これを地区計画やるから用途地域を変えるというのはいちよつと確かにおかしいですね。 時間を差し上げるから、事務方のほうで理由の案を考えてください。ちょっと確認ですけど、仮に理由が変わったときに手続はやり直す必要があるんですか。手続をやり直す必要があるから変えられないというふうに考える必要はないんですけども、どの程度の事務的影響があるかもちょっと調べてもらいましょう。 では、今のE委員のご指摘については、この表現が妥当かどうか、



	<p>変えるとすればどんな表現になるか後ろの事務方の皆さんに考えていただくとして、その他の別の議論をしたいと思います。よろしいですか、E委員。</p>
E委員	はい。
会長	<p>ほかに。</p> <p>はい、F委員。</p>
F委員	<p>質問と確認をさせていただきたいんですが、前回の都市計画審議会のところで会長のほうから2つの検討をとということで2点ともご答弁あったと思うんですが、2点目の回答については、これはまちづくり条例でやりますというのが今のご説明だったと思うんですね。しかし、前回の都市計画審議会の中で私も質問させていただきましたし、何人かの方が同様の質問で、それが結局、会長のほうからもまとめという形でのあの検討というようになったと思うんですが、会長の発言を議事録で読んでみますと、まちづくり条例の協議の対象にならず、地区計画でもフリーだということになった場合ということで、まちづくり条例だけではなく、こういう問題が出た場合はいろんな市と都と協議するとかというようなことでの覚書、何らかの形でのという発言で、私もそれについては同意見なんですけれども、先ほどのご答弁だと、まちづくり条例で全て解決できるというようなご答弁だったと思うんですが、それでいいのかどうか、これをちょっと確認させていただきたいと思います。質問です、それは。</p> <p>2つ目は、この間言われてきたのが武蔵野市民、特に地元、浄水場がある周辺住民の人たちに地元還元というのができないのかということも再構築の説明、冒頭からあったと思います。これは都市計画審議会でも発言させていただきましたが、現在のところは災害時の場合などに水の供給という形で応急的な供給をすることが地元還元ということなのか、さらにいろいろなことが考えられているというようなニュアンスのご答弁もあったと思うんですが、今の段階で東京都は地元還元という形ではどういうものが確定というか、なっているのかということ。それから、さらにこれも今回、もう一回改めて確認させていただきたいんですが、浄水場の再構築をするに当たって、この間、周辺住民の方たちの臭気の問題も言われておりましたが、これについては解決を、今回の再構築によって解決をされていくんだということなのか、それも改めて確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>では、最初に計画変更に対する対応、まちづくり条例だけで十分なのかというご質問でしたが、後半は都のほうでお願いします。</p>
福田幹事	<p>冒頭も説明いたしましたとおり、今回、再構築事業で北側を中心に</p>

	<p>建物を建てるという形と、あと、南側の部分に緩速ろ過池を残すというふうな形をとってございます。それで、まちづくり条例に引かかる、引がかからないということではなくて、まちづくり条例の46条に位置しています協議申請の中には、当然条例で示しております協議基準、例えば緑を20%とってください、それについて20%とりましたというような市のあれに対して事業者が見解を述べる形で協議書を結ぶ形になってございます。その中に、私のほうでご説明させていただいたとおり、南側の緩速ろ過池を含めて建物配置等に変更がある場合には市と協議を行ってくださいという了承を協議申請の中で市と事業者である東京都水道局のほうで確認するという手続で担保できるかなというふうな考え方をしたいと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>じゃ、後半、対馬課長からお願いいたします。</p>
<p>対馬課長</p>	<p>還元施設というところですけども、災害時の応急施設、これは先ほどお話ししましたように、あとは場所をどこにするかというところで今、局内で検討しているところでございます。あと、じゃ、ほかに還元はないのかというところの話なのかもしれませんけども、それは先ほど来言われた蛇口の話も、それはもしかすると、まだこれは局の中で問題を検討していかなきゃいけないものの1つかなと思っております。</p> <p>もう一つは、実は現在、武蔵野水道さんは東村山の水を上井草のほうから送って浄水場に20%程度、分水しております。この浄水場が何かあったときにいうところかというと、非常にわかりにくいですけども、今回、境浄水場でつくられた水を地下道の管につなぐことによって、ある程度武蔵野水道さんの中のネットワークが図れるかなと。ちょっと、還元というところで非常にわかりにくい話かもしれません。ただ、そうは言っても、水道局の中で水道管同士がつながると非常に断水がしにくくなるということかなと、災害時にです。そういうものも1つあるかなと思います。</p> <p>それと、1つこれはネットワーク化といいますけれども、もう一つは臭気問題です。臭気問題については、今回、建物の中に臭いのあるものを全て入れてしまいます。今、角のところといいましょうか、三鷹のところなんでしょうか、あそこに今、緩速ろ過池で汚くなった砂を水道水で洗うわけですけども、やはりどぶ臭いというんでしょうか、それを一回ためて沈殿させるわけですけども、こうやって非常に湿気が多く気温が高くなって非常に臭いというふうなお話を聞いております。</p> <p>そういう意味で、そういうものはこれができることによってそれが解消されます。1つの建物の中にああいう施設を閉じ込めてしまっ</p>

	<p>て、それで臭いあるものを吸って、吸った空気を活性炭だとか臭いを取るものを通して、それを外気に出すというふうに仕組みを変えますので、臭気問題については今後はなくなるかと思います。</p> <p>もう一つ、先ほど言った緩速ろ過池で流れる水もすぐその建物の中に入るような構造にしていきますので、その臭気問題は解消されていくのかなというふうに思います。</p>
会長	はい、F委員。
F委員	<p>まず、まちづくり条例で全て問題解決できるのかということについては、緩速ろ過の問題については、まちづくり条例のところというご答弁だったと思うんですが、それ以外のことについてもまちづくり条例のところ協議をすれば問題はないというようにお考えになっていらっしゃるのか、ないということなのかというのをちょっともう一度改めて伺いたいと思います。</p> <p>それから、もう一つ……</p>
会長	ちょっと待ってください。それ以外のことって、具体的にはどういうことをおっしゃっているんですか。
F委員	<p>私は心配というか、住民の方たちも含めてですが、用途地域、変更された中で、例えばこの計画が確認された後、東京都の考え方として、この浄水場の施設の例えばもう少し施設を規模を広げるというようなことだとか、そういうようなことが出てきた場合に市としての話し合いというか、そういうことについて細かいものというのものもあるんじゃないかなというふうに思っているんで、そういうことも含めたことが全てまちづくり条例のところ話し合って大丈夫だということになるのかということをお伺いしたいと思います。</p> <p>もう一つは、災害時に対する地元還元、水の供給ということでわかりにくいと言われたんですが、私が思うには、もし大きな大規模災害で水の断水だとかいろんなのが起きた場合、境浄水場での水が地元の方たち、地元というのは武蔵野市民、近隣、周辺住民、周辺というのは武蔵野の施設のある周辺の住民の人たちに水の供給ができるということなんでしょうか。ちょっとそここのところの説明がわかりにくいので、もう一度だけ確認させていただきたいと思います。</p>
会長	福田幹事。
福田幹事	委員がおっしゃられている、その対応を含めてまちづくり条例の手続の中で行うというふうな考え方のできる部分もあれば、そうでない部分もあると思います。ただし、我々が今考えているところとしますと、覚書にかわるものとして、市と今、水道局さんとの事業者の中の協議の中で先ほども申しましたとおり、まちづくり条例に関係ない建物の配置等の変更、もしかしたらあるかしれません。ただ、そういう

	<p>ことを踏まえて、でも、それは条例の中で、規模間の中で変更届が必要な規模とそうじゃないものがありますので、その辺の部分は任意なんですけれども、改めてその協議の中で建物配置等に変更があった場合は市と協議してくださいということを明確に協議の中でお互い確認できたらなという形ですし、そのもし内容によってまちづくり条例の手続を越えるような対応が必要であれば、別にそれは協議を受けた者が条例に基づいて協議を受けますけれども、その対応というのはまた別途、例えばもっと影響の大きいような協議がもし来るようなことがあれば、それはその時点で、また地域を含めて、委員会も含めて説明会ですとか、そういうふうなものはやらざるを得ないかなとは思っておりますけれども。</p>
会長	<p>對馬課長。</p>
對馬課長	<p>今ちょっと協議のお話が出ましたけれども、まず都の方針として一言申し上げたいと思います。</p> <p>境浄水場は、先ほど来、私が自然流下で非常に先人がつくった浄水場が非常にエネルギーを使わずに非常に省エネルギーな環境負荷にも軽減が図られている施設だということであると、南側に残る緩速ろ過池については今後とも継続運用していく予定でございますし、新たに建物を計画するとは今、考えておりません。</p> <p>それと、先ほどちょっとネットワークのこと、非常にわかりづらいですね。武蔵野市さんの浄水場は2つあります。2つの浄水場から皆さんのうちに多分水が配られているだろうと。まずもってその浄水場に水が行かないと水が配れなくなってしまうということなんです。まず、そこには水が配れるということが担保されるということと、災害応急施設については、先ほど言ったように6万tという池が境浄水場に、これは皆さん何人分と言ったら、非常にわかりづらいですが、いつでも水がたまっているというふうな状態で、部分的に都市のほうに自然流下できます。多摩のほうにポンプで送っていきますというところでいいますと、災害時に先ほど言った浄水場がとまったとしても、災害ステーションというところに来ると蛇口を用意してありますので、そこで自然の水がとれるということでの扱い、2つあるんですね。そういうことですが、よろしいですか。</p>
会長	<p>よろしいですね。</p> <p>では、ほかにご発言、ご質問ございませんか。</p> <p>G委員。</p>
G委員	<p>ご説明ありがとうございました。今の委員の質問に関連しまして、南側の緩速ろ過池を残すというところで、この前もちょっと質問させていただいたかもしれないですが、今回再構築でされる建物のある程</p>

	<p>度のもうボリュームが決まっています、この敷地に対する建蔽容積をこれで、あと、今既存の建物と合わせてどれくらい消費しているのか、それによってある程度60、200を満たしていることであれば、もう数値的にも裏づけができて、南側はこのまま残るんじゃないかというような安心感につながるのかなと思うんですが、今のところわかれば教えていただきたいのと、計画がまだできていないということであれば、まちづくり委員会と、またどこかのタイミングでそういう数値も示していただければイメージもわくのかなと思いますけども、今の見解を伺わせていただきたいと思います。</p>
会長	<p>對馬課長。</p>
對馬課長	<p>すみません、今のところまだ数値がわからないということですので、また説明会を通しながら説明させていただきたいと思います。すみません。</p>
会長	<p>しかし、はるかに小さいと思いますよ。60%の建蔽率に対して、多分3割というのはそういうことでしょう。容積はもっと小さいと思いますよ。それはもうちょっと後ではつきてきますけど。だから、そういう意味では形式上のすき間は十分あるんですね。それだから先ほどから計画を変えるときはちょっと協議してくださいねということで、ある種の議論できるテーブルを用意するということにしたのであります。</p> <p>では、ほかにご発言ありませんか。</p> <p>はい、H委員。</p>
H委員	<p>突然ですみません。境浄水場のことですが、私は子供のころから境の浄水場は遊び場でした。今は入れませんが、当時は第二小学校ですから通学路のあれで出て、また、水番というおじさんがいまして、おじさんのうちへ帰り寄っていきよって、上がって、入り込んでいましたけど、すごい水の量ですよ。貯水槽が何面もあって、プールの。それで、これだけの水があったら、横に玉川上水が流れているけど、火災が発生したときは、これをポンプ車で利用したらかなりの消火量、多いからこれは大したものだというふうで私も感心をして見ていました。</p> <p>そして、あるとき、今の東村山に流れている貯水管が近くに、こういう、ああなんだけど、火災が発生しまして、私ども武蔵野市の消防団のポンプ車は、その当時は大変最高級のポンプ車でございましたから、それを配置をしまして、そして20mから40m、60mぐらいまで延びる、その距離ごとにポンプ車を置いて、集計をして、くみ上げて、赤旗を持って、それぞれの機関長が全部準備完了というときで、水を一斉に送りました。これはすごい水量だったんですけども、そういう</p>

	<p>ことをできるのはそういう貯水槽があったおかげで、また、高度な技術も必要だけでも、消防団が速やかに消火活動につなげた、ことしも入りましたけど、水の量がすごいし、まず水量が勢いよく流れていきますから、かなりのホースが丈夫じゃないと水が途中で漏れちゃう、そんなことをしていろいろやりまして、あの水を何とかして東京都民に送れるような方法はないものかということでいろいろと苦労しましたけど、やはりあの水は武蔵野も三鷹も保谷も田無も小金井も、当時関連する市はみんな欲しかった。だけど、その中の1つだけに水をあげますよというわけには、東京都ですからできないということで、何とかこれを活用できないかということでいろいろ行政は苦労したようですけども、あの水を分けることはなかなかできないのでね。</p> <p>ですから、そういったことで私は火災のときに、ちょうどそれは今のシンバシというところで住宅が込み入っていますから、そこで火災が発生しまして、よし、試しにやってみようということで、そこで使わせてもらいましたけども、いや、水量がすごいですからね。かなり大きな倉庫だったけども、瞬時にして消火しましたよね。誰もけがしなくてよかったな、これはよかったなということで、ただ、ホースを丸めて各分団に回って、私も本当に寒気がしましたけれども、そういう水の使い方もあるということなので、これからは何としても境の浄水場をもっと有効活用できるように、市民の人が水道水として飲めるように、そうしてほしいなと思うのが1点と、あそこで働いているおじさんたちは夏は大変です。何もないんだから、屋根が。それで言われたのは、俺たちは飲む水がないんでと言われましたけど、今はどうか知りませんが、当時はそういうことで、大変苦労していて私どもが都民としてその水を使えるということは、やはり広く都民の人には境浄水場の活用はどうなっているかということ、要するに知ってもらったほうがいいと思うんだね。安心して、だから町に出て、バケツで水をぼんぼん流している人がいるんだけど、それは暑いから投げるんだろうけども、あれだけでもばかにならないです。だから、そういう浄水場の水を、境の浄水場があって、こういうように私どもが安心して生活できるんだということを何かで知る、教えるような機会がないのかな、そんなふうに考えていますので、また皆さんのお知恵を出していただいて、武蔵野市にはこういうもの、価値があるんだよと知ってもらおうと同時に、やっぱり水を大切にするんだということも必要だと思います。私は、長年の経験からちょっといい機会なので、お話をさせていただきました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>都のほうから何かご感想、お答えがあれば。</p>

	<p>伺っておくということでもいいですか。じゃ、伺っておくということにいたしましょう。貴重なお話をいただきました。</p> <p>それじゃ、ほかにご発言ございませんか。</p> <p>それじゃ、大体意見は出ましたが、先ほどの点、ちょっと休憩して文書整理をしたいと思いますので、10分ぐらい、休憩ということにいたします。</p>
	<p>－休憩－</p>
会長	<p>それでは、再開いたします。</p> <p>先ほど、E委員からご質問がありました議案2の理由について、修正した文章が整理できたようですので、事務局からご発言ください。</p>
恩田幹事	<p>私のほうから修正文を読み上げさせていただきます。</p> <p>境浄水場の再構築にあたり、大規模公共公益施設としての土地利用を維持していくため、当該施設の規制、誘導を図るとともに、集客施設が立地する地区におけるにぎわいのある街並みを維持するため、面積約22.6haの区域について用途地域を変更する。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>その内容で、ちょっとお手元に配る時間がありませんでしたけれど、よろしいでしょうか。要するに、浄水場の施設のいわば機能向上に伴って変更が必要だということをはっきりさせたということだと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、そのように。それから、その変更が都市計画法上のさらなる追加手続が必要かどうかについて、見解を述べてください。</p>
恩田幹事	<p>この委員会にお諮りする前に東京都の一応承認という形では知事からいただいているんですが、理由書は法的にはその承認の対象になってございませんので、法的には問題ないと思いますが、事務手続上、東京都さんのほうとこういった経緯があったということで、ご報告をさせていただきたいというふうに思っています。</p>
会長	<p>じゃ、それは、ご異議ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p>
会長	<p>それでは、議案1と議案2について採決をしたいと思いますが、採決につきましては、武蔵野市都市計画審議会運営規則第13条第2項で、挙手・起立・記名投票・無記名投票の4種類があって、このうちどれにするかは議長が決める、こういうことになっております。慣例で当審議会は無記名投票ということになっておりますので、この件も無記名投票でまいりたいと思います。</p> <p>その際に、議案1と2が、実はこれは連動しておりまして、もちろん判断が分かれるということはあることはないんですけども、ばらばらに採決するというよりは、むしろ2つをセットに、本来</p>

	<p>は1本の議案でもよかったと私は個人的には思いますが、それはともかくとして、今2つの議案がありますので、一緒に2本の議案をマル・バツをつけていただくということをお願いしたいと思います。</p> <p>(投票用紙配付・投票・開票)</p> <p>それでは、投票結果を発表いたします。</p> <p>まず、議案第1号。</p> <p>投票総数 13票 有効投票数 13票 承認 13票 不承認 0票</p> <p>次に、議案第2号、同じく。</p> <p>投票総数 13票 有効投票数 13票 承認 13票 不承認 0票</p> <p>よって、2案件とも承認されました。</p> <p>それで本日の議案は終了いたしました。その他、事務局からございましたらお願いします。</p>
事務局	<p>2件ほどございます。本日の議事録につきましては、また案ができましたら送付をいたしますので、ご確認をお願いしたいと思います。</p> <p>もう一点、今年度の都市計画審議会の視察の研修でございます。ここ数年、大体冬に、1月、2月に行っておりましたが、ことしにつきましては10月、まだ日程は決めておりませんが、10月の時期に実施を予定しております。場所のほうは長野県を予定してまして、今のところまだ相手方と調整をしておりますが、駅周辺の整備について、その他ということで準備を進めるところです。</p> <p>日程につきましては、相手方とまたあちらの予定等を調整しまして、皆様にはまたお知らせをしていきたいと思っております。</p> <p>報告のほうは以上になります。</p>
会長	<p>それでは、これで平成28年度第2回武蔵野市都市計画審議会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: center;">【閉会】</p>